

○質疑（三好委員） 第2次一括法に係る条例改正について質問させていただきたいと思うのですが、このことはそれぞれの委員会で審議されておりますし、この総務委員会の直接の付託議案ではないのかもしれませんが、4月1日を前にして条例改正の現状と今後の課題については、付随することではないかと思っておりますので、このまま発言させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○質疑（三好委員） では、何点か質問させていただきます。

まず、条例改正に向けた現状についてお聞かせいただきたいと思います。先般、井原委員から大変鋭い質問が出されまして、その際に執行部からは、とにかく県と市町が力を合わせてやり切るのだという話があったところであります。4月1日を前にして、とにかく穴があかない、それからダブルスタンダードにならない、こういうことが一番大切なことでもありますけれども、ここに来てどういう状況なのかをお聞きしたいと思います。1点疑問に思っておりますのは、この一括法で具体的にどういうところを改正していくのかにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、64の法律についてそれぞれ各自治体に条例委任するということが定められております。しかし、今回の議案説明書を見てみますと、33の議案が出ておりますが、制定主体が県だけのもの、また県と市になるもの、市だけのもの、いろいろあるのですけれども、数えてみてもどうしても数字が合いません。例えば医療法は、本来県が今回やっておかないといけない話なのですが、載っておりません。これはどういうことなのか、国の情報のおくれということも報道されておりますけれども、現状をしっかりと把握しておきたいので、その辺も含めて御説明いただきたいと思います。

○答弁（分権改革課長） 1次、2次と合わせました一括法に係る条例の整備状況でございますけれども、既に12月定例会に3条例を提案して議決をいただいております。現在、この2月定例会に16の条例を提案いたしておりますが、いまだ9つの法律に係る条例については作業中でございます。

と申しますのが、条例化に当たっては国のほうで政省令が定められますが、これには従うべき基準、あるいは参酌すべき基準などがございます。それを踏まえた上で条例化の検討を行うということでもありますけれども、この政省令の発効がおくれているということが一つございます。また、政省令は一たん出ているけれども、近々改正される予定になっておりまして、それを待つ必要があるものがございます。それから、政省令は出ているのですけれども、極めて県民の利害関係が強いということで審議会へ諮問手続をとる必要があるものがございますので、少し時間がかかっております。ということでございまして、9つにつきましては、いまだ条例化されていないという状況でございます。これらについては、来年度に提出させていただきます。

○質疑（三好委員） 4月1日までに行わないといけないものが間に合わなかったときは、実際どうなるのでしょうか。

○答弁（分権改革課長） 施行期日を迎えたものにつきましては、経過措置が設けられております。今、

国が定めております基準を条例化したものとみなすという規定が1年間ありますので、施行期日を過ぎたものは、そのみなし規定によって国の基準を条例とするものでございます。

○要望・質疑（三好委員） 国のほうも大変お粗末な話だと思っておりますが、数字が一つ変わるだけで大変な死活問題であるというものも大変多くありますので、情報を早く得ていただきまして、関係機関に教えていただきたいと要望いたします。

もう一つは進捗状況についてですけれども、先ほどもお話が出ましたように、従うべき基準というものの、標準とするもの、それと参酌すべき基準という基準があるわけでありまして、まさにこの参酌すべき基準というものがみそでありまして、各自治体で独自性を持って話をしていけないといけないわけでありまして、全部を見たわけではないのですけれども、今までの国の基準をそのまま使っているものも多くあると思うのですが、実際に、この参酌基準とされているものの中で、どのくらい独自の数字を入れているのか、その割合をお聞かせいただきたいと思っております。

○答弁（分権改革課長） このたび16の条例を出させていただいておりますが、そのうち3つの条例につきまして、国の基準を踏まえて本県独自の基準を設定しています。

○質疑（三好委員） では、残りの13については、これは時間のない中で、国の数字をまずたたき台として上げられたのか、それとも先ほど話があったように、いろいろな審議会等を経て話をした上なのか、参酌ですから、あくまで参考にしながらゼロベースで考えていって、本県に合う形がたまたま国の基準と一緒だったということにしないと、広島県は何の審議会をしたのかというような話がどうしても出てくると思っています。しっかり考えていかなければいけないという宿題を与えられているわけでありまして、その13についてはどういう状況だったのでしょうか。

○答弁（分権改革課長） 国から地方に権限が移るということにつきましては、地方がその説明責任を持つということになったわけでありまして、今回の条例案の提案につきましても、その説明責任が果たせるかということで、本県の特性を踏まえるとか、必要に応じ市町や関係者の御意見も伺いながら県民の利便性の向上が図られること、さらには費用対効果にも配慮するということから検討を重ねたものを提案しているものでございます。

さらに今回、児童や高齢者などの福祉施設の施設管理基準に関するものが相当なボリュームになっておりますけれども、これらにつきましては、専門的な見地からの検討が必要になってまいりますので、県民代表、サービス供給者あるいは学識経験者で構成いたします社会福祉審議会において御議論いただき、さらに県民の意見を反映させるパブリックコメントといった手続も行った上で提案を行っているものでございます。決して国の基準を何の検討もせず、そのまま写しているということではなくて、結果として国の基準どおりになっているものにつきましても、我々としてもなぜそうなっているのかという説明責任もはっきり果たすということで、条例を改正しています。

○要望・質疑（三好委員） これからもどんどん変えていけるわけでありまして、運用する中で、随時いろいろな問題も出てくると思っています。そのときどういう議論をしたかがわかる形で、条例改正に向

けて、いろいろな資料を御提出いただきたいと思います。

続きまして、今回の議案説明書の内容ですが、それぞれ勉強しようと思って見たのですが、これがなかなかわかりづらくて、ほとんどわかりませんでした。どこが変わっているのかを見るためには、先ほど言いました長ったらしい法律の中のどの部分、どの省令かということや、そのうちのどの箇所なのかということ突きとめて、それぞれを突き合わせていかないと、どこが変わっているのかもよくわからないわけでありまして。やはり趣旨としては、地域が自立性を持って自分たちで決めていこうということでありまして、この条例とか条例改正については、住民の方々の目線も今まで以上に注がれてくると思います。つきましては、議会や県民に対する説明につきましても、わかりやすさが大切なポイントだと思いますし、議案説明の場でも、法律に従って一通り、条例の整備をしましたという説明しかなかったものですから、その辺、もう少しわかるような形にさせていただくと、私たち期の浅い議員にとってもありがたいと思っております。その辺の考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○答弁（分権改革課長） 確かに議案、条例案では国の基準がどうなっているかすら不明だということで、議案を見ただけで全体像を理解するのは困難であります。このため、今回は国の基準と条例案の中身を対比できるような形で、補足資料を入れさせていただきました。引き続き、必要な改良を加えたわかりやすい資料を用意させていただきたいと思っております。

○要望・質疑（三好委員） わかりやすいものが大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今回の一括法で条例委任された内容を見てみますと、大体が国の法律の中の政令、省令という部分が条例委任されているケースがほとんどであります。もともと専門的な知識を要する技術基準であったり、いろいろな状況で随時変更する必要があるから政令や省令で定めている、言い方を変えれば法律に書きにくいから政令、省令で規定しているわけでありまして、これを地方においては最も厳格な手続を踏まないといけない条例の中に書けと言っているわけでありまして、私見としてはその辺に少し違和感を覚えるわけでありまして。これから市町とも連携をとって行く中で、いろいろな条例を事細かくつくっていくことになるわけでありまして、もし国が標準とする例、もしくは従うべき基準というものを政令、省令で変えた場合については、その都度関係している条例を改正しないといけないということになると思います。その都度議会が招集されるということはないと思っておりますけれども、やはりこれはその都度条例を改正しないといけないものなのか、何かしらの特例か何かがあるのか、その辺を教えていただきたいと思っております。

○答弁（分権改革課長） 幾つかパターンがありまして、従うべき基準について改正されれば、これはそれ以外の条例は違法になりますから、必ずその従うべき基準に合わせて条例も変えなければならないということになっております。それ以外の2つの基準については、変える必要があるかどうかをまた我々のほうで検討いたしまして、変える必要があるということであれば、その条例を改正していくということになると思います。

○意見・質疑（三好委員） やはり、その都度変えていかないといけないということで、それは大変な

作業が要ると思いますので、その辺を踏まえた上でまた対応していただきたいと思います。そうしますと、いろいろと細かい数字もあるものですから、条例の本則に定めておくというやり方と、規則のほうに定めておくやり方があると思います。道路工事などのいろいろな細かい基準については、その都度条例改正ということも考えられるでしょうけれども、やはり円滑に事業が進むように、部局内でしっかりルールをつくって周知していただいたら、余り問題はないのだろうと個人的には思います。そのかわり、介護保険法や児童福祉法のように、少し数字が変わるだけで利用者にも施設者にも大変な問題になってくるものもあるわけでありますので、議会や住民の方々のチェックがしっかりきくようにしないといけない。これはやはりバランスだと思います。今回は規則にゆだねるというものが見受けられなかったのですけれども、これから出てくるものには、やはり事細かなものも多いと思います。そういったときに、やはりバランスをとるということになるのであればタワーにならないといけないわけでありまして、県庁の中、また市町との連携も含めて、それは分権改革課長のところではないかと思うのですけれども、その辺の取り組みについてどう思われるか、お聞かせいただきたいと思います。

○答弁（分権改革課長） 今回の条例案の中にも規則へ委任しているものが幾つかございます。条例化するということについては、県議会の皆様方の議論を初め、県民の御意見も幅広く吸収した形で地域に合ったものにしていくという意義があると考えておりますので、条例で制定するということが基本であると思っております。このため、今回の福祉施設関係で申しますと、利用者の人権や財産に関する部分、あるいは施設事業の指定要件や目的、こういったものは条例で掲げておりますが、軽易な事務手続の話でありますとか細かい二次的な事項、例えば介護保険法の介護施設の入所申し込み、これは本来書面なのですけれども、それを電子媒体でもできるようにするということが規則に載っております。あるいは食品衛生施設につきましては、理化学検査室や微生物検査室、動物飼育室、こういった設備を設けることは条例にうたっております、その設備の細かい機器については条例で定めるものを整備するというふうに、バランスといたしますか、役割分担で整備しております。引き続きまして、条例で定めるものと規則で定めるものとのバランスをとりながら、行っていこうと思います。

○要望・質疑（三好委員） 今はそうでありますけれども、これからずっと続いていく中で、何でも規則の中に入れていくと見えなくなってくるものですから、その辺はしっかりとバランスをとって、チェックがきくように配慮いただきたいと思います。

最後でありますけれども、広域行政をつくって国の出先機関をそのまま受けていこうという話が次の段階であるのでしょうけれども、そこへ行くまでに、まずもって足元の話であります、県と市町の関係について、今ちょうどいい機会なので、しっかりと考えていくべきだと思います。例えば社会福祉法人でいいますと、法人もしくは経営者の監督については、場合によっては中核市までおられてきておりますが、福祉施設に対する監督というのは、まだ県に残ったままであります。確かにそれぞれでやればいいのでしょうけれども、大体の場合はその施設の中に事務局があつたりしますので、別個にやらずとも、市と県がそれぞれ計画を立てて指導、監督、監査していくということで多分足りるだろうと思ってますし、そのほうがよいのではないかと考えています。実際に運用していくと、ほかのところでもいろいろと出てくると思いますので、こういったことはきちんと連携をとっていかないといけません。そのときに、やはり各市に任せていたのでは、なかなか、そういうニーズも出てこないかもしれませんので、

やはり、先般、井原委員が言われたように、投げっ放しということではなくて、運用されている現場もしっかりと把握していただいて、連携がとれるものについてはイニシアチブをとって連携していく、こういう仕事もぜひともやっていただきたいと思っていますけれども、その思いを聞かせていただきたいと思っています。

○答弁（経営戦略審議官） 県と基礎自治体の市町との事務のあり方について、市町と一緒にしっかりと考えていくようにという御指摘であろうと思います。おっしゃるとおりだと思います。今、これはそれぞれ各局にかかわっておりますが、その際に2つの視点が重要であると思っております。まず第1は、住民の皆様にとって何がベストなのかという点です。県と市町の権限、財源の問題だけではなくて、住民の皆さんにとって何が最適なのかということが、まず大きな視点だと思います。

2つ目は、最適であったとしても、県、市町の間でそれを処理し得る能力、あるいは人材というものが必要であります。この2つの観点で、昨年度も市町へ移譲した事務についての検討を行いましたけれども、この2つの観点から、県市の事務のあり方について、引き続き関係部局とも協議しながら検討する必要があると考えております。

○要望（三好委員） 4月1日を迎えますと、まだまだ皆さんの注目も集まってくると思っておりますので、ぜひともいい結果になるよう頑張ってくださいますよう要望して終わります。